

CLOUTの事例からみたロシアにおける 外国仲裁判断の承認・執行の実情

富澤 敏勝
国際商取引学会 元会長

I はじめに

少子高齢化による国内市場の先細りへの懸念から、外国市場とりわけ新興国へのビジネス拡大を目指す企業は多い。ビジネスには紛争がつきものであり、BRICsの1角を占めるロシアにおける仲裁判断の承認・執行事例を取り上げるのも意義があろう。

国際商事紛争においては、その解決手段として国内紛争に比べると仲裁が利用されることが多い。その理由の一つは、ニューヨーク条約「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(1958 United Nations Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Award、以下「ニューヨーク条約」という)の存在である。外国判決の承認・執行が執行国の国内法に委ねられているのに対し、外国仲裁判断は同条約によって、その承認・執行の実効性が確保されているからである。ニューヨーク条約締約国数は156か国であり(2015年12月末現在)、国際取引のプレイヤーの所在する国の殆どが締約国である。

ではロシアにおける外国仲裁判断の承認・

執行の実情はどうか。本稿は、2015年全国大会ランチョンセミナーでの報告に基づき稿を起こしたもので、2014年10月2日付でCLOUT¹に掲載された9件の事例(Case 1407～1415)²に基づく実情報告である。なおロシアにおける外国仲裁判断の承認・執行の全体的傾向については、すでに公開済みで³、それを総論とすれば、本稿はいわば各論に当たる。

II 全体的傾向

個別事例に入る前に、まずは全体的傾向をみておこう。ロシアは国際商事仲裁の中心地たる欧州の一角を占め、それゆえにロシアにおける仲裁はアジアの新興国と比較して相対的に仲裁の活用に大きな困難はないと評価されている⁴。これまで2010年5月～2014年10月にわたり公表されたCLOUT事例26件をみるに、外国仲裁判断の承認・執行について拒絶された事例は5件で2割弱であり、認容事例が圧倒的に多い。拒絶された事例5件のうち1件微妙な判決(事例1-2参照)があるが、残り4件は格別問題視すべきと

¹ Case Law on UNCITRAL text は、国連商取引法委員会が運営するデータベースであり、同委員会の関与した条約等の適用された判例・仲裁判断事例の要約を英文で掲載している。ニューヨーク条約適用事例件数は、2009年6月11日付で掲載されたCase 870を初回として2015年12月末現在140件(29か国)である。<http://www.uncitral.org/clout/searchDocument.do>参照。

² <http://daccess-ods.un.org/TMP/3536641.5977478.html>参照。

³ 本稿の「II 全体的傾向」について詳しくは、拙稿「ロシアにおける外国仲裁判断の承認・執行の傾向と公序違反—CLOUTの事例から」国際商事法務(2015年9月号)1378頁以下参照。

⁴ 早川吉尚/広瀬元康/瓜生・糸賀法律事務所編著『海外腐敗防止法制と国際仲裁法制の戦略的活用』商事法務(2015年)260頁参照。

ころは見当たらない。

もう一つ特徴的なことは、下級審よりも上級審のほうがより外国仲裁判断の承認・執行を認める傾向があることである。下級審による承認・執行の拒絶判決を上級審が覆して認容した事例が6件であるのに対し、その逆は2件であり、下級審で硬直的な判断が下されても、上級審でそれが補正され公正に行われているようにみえる。

とはいえロシアの仲裁に関して最も注意すべきことは、公序要件であるとも指摘されている⁵。何がその法域の公序違反に当たるかは、当該裁判所の裁量に委ねられているため、法域によっては単なる法令違反をもって公序違反を認定するなど問題となる事例もみられる。それはアジアの新興国で顕著のようである⁶。確かにロシアの事例26件のうち公序要件が争点となっている件数が11件で最も多い。しかし1件(事例1-1参照)を除きすべて否定されており、概して公序則の適用は抑制的といえよう。

Ⅲ 個別事例

これまでにCLOUTに掲載された上述26件のうちの最新の公表分9件について、以下で取り上げる。なお各事例はCLOUTに基づいているが、その翻訳ではなく、項目建てなど再構成している。

1 承認・執行の拒絶事例3件

1-1 Case 1407

争点の株式売買契約の無効判決に抵触し公序違反とされた事例(ロシア連邦最高仲裁裁判所⁷ 2012年8月27日判決)

(1) 事実関係

仲裁判断：国際商業会議所イスタンブール仲裁裁判所、仲裁判断の一部である株式売買契約の有効性を認め、原告の支払を留保する権利を確認する。

訴訟当事者：フランスの会社(原告)対ロシアの会社(被告)(なお仲裁判断はロシアの会社とともにトルコの会社に対しても下されている。)

第一審：請求認容。

第二審：原審破棄、請求棄却。

最高仲裁裁判所：上告棄却。

原告の上告理由：①ニューヨーク条約第5条違反であること、②株式売買契約を無効とする判決は、ロシアにおける仲裁判断の承認のための手続が開始された時点では、効力を有していなかったこと、③本件訴訟はいわゆる宣言的な仲裁判断の承認を求めるものであって、強制執行を求めるものではなく、したがってロシアの公序に反しないこと、④他の裁判所の判決によって契約が無効とされた事実は、それ自体では当該契約に基づく仲裁判断の承認を拒絶する十分な事由とはなりえないこと、⑤第二審は事案に関係のないトルコ法に基づく仲裁判断取消判決

⁵ 前掲) 263頁参照。

⁶ 栗田哲郎「アジアにおける外国仲裁判断の承認・執行に関する調査研究」法務省・法務総合研究所国際協力部(2012年) 32頁によれば、シンガポールでは判例法上公序良俗違反は極めて限定的に解しているものの、他のアジア諸国は必ずしもそうではないようである。

⁷ CLOUTにおけるロシアの裁判所名の英訳は、Commercial CourtとArbitration Courtとがある。ここではArbitration Courtとしているので、直訳して最高仲裁裁判所とした。ロシアの裁判所は、憲法裁判所、一般裁判所および商事(仲裁)裁判所の3系列より構成され、商事(仲裁)裁判所は経済に関する民事・行政事件を扱う。意識すれば商事裁判所が妥当しようが、ロシア語では「仲裁」を意味する用語が使用されている。なお2014年8月、最高裁判所と最高商事(仲裁)裁判所とは統合された。

を不当に引用し、ニューヨーク条約第5条(1)(e)の適用を誤ったこと、である。

(2) 判 旨

ロシア法によれば、効力を有するに至った判決は、例外なく何人をも拘束し、ロシア領土全域にわたり厳格に強制される。この原則はロシアの公序の基本要素である。

無効な契約に基づいてなされた仲裁判断を承認することは、ロシア領土において同じ法的効力を有する相互に排他的な事実認定のなされた裁判所判決の存在を許すことになる。よってそれはロシアの公序の欠くべからざる特質である裁判所判決の拘束力という本質的な原則に抵触する。

さらにいえば本件は、ニューヨーク条約第5条(1)(e)の規定する拒絶事由に当たる。なぜならば本件仲裁判断は、トルコの第一審裁判所によって取り消されており、この判決に対する上訴審は係属中で仲裁判断もいまだ確定していないのである。

1-2 Case 1409

仲裁判断が仲裁条項に含まれない事項に当たるとされた事例（ロシア連邦最高仲裁裁判所2011年12月12日判決）

(1) 事実関係

仲裁判断：ムンバイ国際仲裁裁判所、損害賠償の額に利息を付した額の支払命令。

訴訟当事者：インドの会社（原告）対ロシアの会社（被告）

第一審：請求棄却。

第二審：原審維持。

最高仲裁裁判所：上告棄却。

原告の上告理由：被告はインドにおける仲裁手続の日程と場所を適切に通知され

ており、また仲裁判断は仲裁条項に含まれている事項である。

(2) 判 旨

造船会社（被告）は、その顧客（原告）との間で地震調査船の建造契約を締結した。当該契約の仲裁条項は、当事者間に生じた契約に関するすべての紛争はムンバイにおいて3人の仲裁人から構成される仲裁廷によって決せられるものとする。この仲裁条項により、仲裁廷は、この紛争を審理する権限があると判断した。被告が仲裁通知の受領後、仲裁人を指名しなかったという事実を鑑み、原告は、「1996年インド仲裁・調停法」⁸に基づきインド最高裁判所に仲裁人の指名を申し立て、これにより仲裁廷が構成された。

仲裁判断の効力について原審は、原告が「2000年ロシア・インド間民事商事に関する司法共助及び法的関係に関する協定」に基づく証拠を提出しなかったことを理由に原告の請求を棄却した。原審は、仲裁通知は同協定の定めるところに従って送達されねばならないというのである。

国際商事仲裁は契約に基づく代替的民事紛争解決方法であるという事実からみて、その判断は強制力をもたないが、裁判所が条約に基づき強制力を付与する。そして本件の事件記録によれば、ニューヨーク条約第5条(1)(e)所定の当事者が仲裁判断に拘束されることを否定する拒絶事由に当たる証拠は存在しない。

原審は、司法共助に関する二国間協定が各々の国家の領土に限定された国家の裁判所や法的機関のみを調整する仕組みに向けられたものであって、仲裁を含まないということを考慮していない。

⁸ 同法第3章第11条の規定。同法はUNCITRAL国際商事仲裁モデル法に準拠している。

当事者に対する仲裁手続の日程および場所の送達手続は、仲裁手続に参加する者の基本的な手続的保障の確保を目的として、当事者間の契約または仲裁地の国もしくは仲裁判断が執行される国の法令によって規律される。

当該契約は、その契約に関するすべての通信が受領確認付の郵便、テレックスまたはファクシミリでなされるべきであると規定し、通信ならびに書類のための言語は英語であるとする。そして原告は、契約に定められた送達手続を遵守したことが事件記録からみてとれる。

よって仲裁手続の日程および場所の被告への通知が、正式手続を遵守していないことを事由として仲裁手続の承認・執行を拒絶した原審の論拠は誤りである。

ところでニューヨーク条約第5条(1)(c)によれば、判断が不利益に援用された当事者が、判断が仲裁付託の条項に定められていない紛争もしくはその条項の範囲内でない紛争に関するものであることまたは仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判断を含むという証拠を提出する場合に限り、仲裁判断の承認・執行を拒絶することができる。

仲裁判断によれば、被告は、契約に基づく義務の履行を怠ったことに起因する損害賠償、原告従業員の出張費用、コンサルタント起用の費用、第三者のオペレーターからの遠洋航海用船舶の用船のために生じた費用およびその他の費用の支払を求められている。

契約の仲裁条項によれば、当事者は、仲裁廷の権限は契約の解釈もしくは適用または契約違反に関する紛争の審理のみに限定することに合意している。しかしながら仲裁廷が課した制裁の根拠となった損失の数々を契約条項に見出すことはできない。たとえば契約解除後9か月の全行程についての用船および

第三者のオペレーター起用の必要から生じた損失額は船舶価格のほぼ半分に当たるが、その損失は建造契約に基づく債務に当たらないから、仲裁条項に含まれるとはいえない。

原審の認定するところによれば、契約に基づいて被告が提供した銀行保証によって、原告の金銭的損失は補償されている。さらに原審は、契約を詳細に分析し、この契約に基づく制裁金は契約額の10%を限度にすべきところ、被告に対して契約額の63%相当の制裁金に利息を付した額の支払命令の仲裁判断が下されたことも認定した。

よって、条約第5条(1)(c)に基づき外国仲裁判断の承認・執行を拒絶すべき事由があるとした原審は、結論において正当である。

1-3 Case 1415

仲裁手続通知の欠缺に当たるとされた事例（ロシア最高仲裁裁判所2007年5月8日判決）

(1) 事実関係

仲裁判断：ベラルーシ商工会議所国際仲裁裁判所、前払金返還および仲裁費用支払命令。

訴訟当事者：ベラルーシの会社（原告）対ロシアの会社（被告）

第一審：請求棄却。

第二審：原審維持。

最高仲裁裁判所：上告棄却。

原告の上告理由：次の理由により、仲裁通知手続の欠缺はない。①仲裁手続の場所と日程の通知は、被告が審理前の通信の過程でその住所で書簡を受領していた被告のレターヘッドに記載された住所宛に郵送されている。②被告は電話での会話において、レターヘッドに記載された被告の住所に書簡を送付することに同意している。③被告が書簡を受領した当時、

被告の利害関係については非常勤社員によって代理されていた。④原告が郵送した書類が届かず返送されたのは、書類受領権限を付与された被告代理人の不在によるものである。⑤第一審裁判所自身が申立書の受領通知および審理日程通知をレターヘッドの住所に送付している。

(2) 判 旨

原審は、仲裁手続の通知が契約所定の住所ではなく、被告のレターヘッドに記載された住所宛に郵送されたため、被告が審理の日時と場所について適切な通知を受けなかったものと認定した。かつ被告の代理人が仲裁手続開始の通知ならびに外国仲裁裁判所における会議の場所および日程の通知を受領していないことも認定した。

原審は、かかる紛争の審理において育まれてきた慣行に矛盾することはしてはいない。裁判所は、仲裁判断がなされた当事者への通知に関する問題を考慮するに当たり、審理の日時と場所に関する通知がなされなかったという事実もしくは通知が適時になされなかったという事実によって、自らを防御する機会が奪われたかどうかを審査し、その権利が侵害されていた場合、外国仲裁判断の承認・執行を拒絶することができる。この争点に関しては、ベラルーシおよびロシアが締約国であるニューヨーク条約第5条(1)(b)および類似の規定を有するロシア手続法に基づき、とりわけ適切な通知を受領しなかったという事実を照らして、判断が不利益に援用された当事者が防御することができなかったかどうかを究明すべきである。

事件記録には、ロシアの特定の住所宛に、手続開始通知、外国仲裁廷の手続および仲裁判断書の謄本類が収録されていた。しかし契約書では、同じ地方の異なる市が被告の住所

とされていた。そしてその住所は税務申告書関連書類と同じものである。ロシア法人である被告は、公的機関に対する住所変更届出義務を有するが、かかる届出はなされていない。

さらに事件記録には、被告の代理人宛に発行された委任状のレターヘッドに正式住所の記載されたものが収録されている。他方、事件記録には、住所が変更されたとか、契約に記載された住所と異なる住所のレターヘッドを用いて原告との交信がなされたこと等を示す確かな証拠書類は存在しない。

原告によって提供された情報に基づいて、通知を受領した者が誰であるかを特定することは不可能である。それゆえ被告は郵便局に対し、外国仲裁廷から郵便物を受領した者に関する情報について裁判所への提出を求める請求をしたのである。

郵便局によって提供された情報から通知が特定の人物に配達されたことは明白である。被告は、その者が当時、被告の会社で勤務していたわけではなく、いかなる業務にも携わっていなかったことを示す膨大な書類を裁判所に提出した。本件が仲裁廷で審理されている当時、被告の会社は休眠状態で、取締役と会計士のたった2人だけであったのである。

第一審裁判所でさえも書類を正式住所に送付しなかったという原告の主張は、正式の住所ではない誤った住所を原告自身が裁判所への申立書に記載したからであって、裁判所が意に介さねばならぬものではない。

被告は、仲裁廷開催に関する情報を受領していなかったこと、また本件仲裁手続に関して防御することができなかったこと示す相当大量の証拠も提出している。

(小括)

事例1-2を除いて拒絶事由は妥当と思われる。すなわち事例1-1は、仲裁手続開始後、争点となった株式売買契約がロシアの他の裁判所において、仲裁判断の下される前に無効とされたことによって、仲裁判断の基礎が崩れており、また仲裁判断が仲裁地のトルコ裁判所で取消され控訴中で確定していないのであるから、妥当な判断である。また事例1-3も、契約所定の住所の代わりに被告のレターヘッド記載の住所宛に発信が行われていたとして、適切に仲裁通知の送付がなされたとの原告の主張に対し、事実関係を子細に検討した結果、原・被告との発信に被告のレターヘッド記載の住所が用いられた確かな証拠が得られなかったものであり、被告は防御の機会を奪われたとしたのは、妥当な判断である。

微妙なのは、事例1-2である。最高仲裁裁判所は、仲裁手続が司法共助協定に反するとの下級審の認定を否定したが、結論において、仲裁判断が仲裁条項に含まれない事項であるとし、承認・執行を拒絶した下級審を支持した。本件は、仲裁判断の認定した損害額が不可解な面もあり、まして原告は銀行保証による損失補償がなされたという事情からすれば、仲裁判断を否定したいという心情は理解できなくもない。しかしだからといって、仲裁判断の実体的事項にまで踏み込んでよいことにはならない。この点、判決は損害賠償の基礎となる原告の損失の範囲の画定や違約金算定基準にまで言及しており、判決全文や仲裁条項を検討してみないと即断することはできないが、実体的事項の判断にまで踏み込んでいるように見える。

2 全審級において承認・執行が認容された事例3件

2-1 Case 1411

仲裁付託の範囲外および公序違反とする抗弁がともに否定された事例（ロシア連邦最高仲裁裁判所2011年5月26日判決）

(1) 事実関係

仲裁判断：ストックホルム商業会議所仲裁裁判所、タンカー建造契約から生じた債務の支払命令。

訴訟当事者：ノルウェーの会社（原告）対ロシアの会社（被告）

第一審：請求認容。

第二審：原審維持。

最高仲裁裁判所：上告棄却。

被告の上告理由：①仲裁付託の範囲外であること、②個々の契約に関するそれぞれの紛争は、それぞれの仲裁条項に基づいて、別個の仲裁手続で審理されるべきであること、③被告に契約義務違反や過失がないのに、損害賠償を命ずるのはロシアの公序に反すること、である。

(2) 判 旨

ニューヨーク条約第5条(1)(c)に規定する拒絶事由には当たらない。

原審が認定するごとく、原・被告間においてタンカーの設計および建造に関する3本の造船契約が締結されたが、最初の契約について被告の履行遅滞があり、原告は交渉の過程を通して被告がタンカーを建造し引き渡すことはできないと確信し、すべての契約を解除し、損害賠償を求めたものである。

ストックホルム商業会議所仲裁裁判所は、被告による仲裁付託の範囲外であるとの主張について検討し、3本の契約すべてに紛争を同所に付託する旨の仲裁条項が定められていることから、原告によって提起された申立

てを審理する権限を有すると結論づけた。

スウェーデン仲裁法 (SFS 1999: 116)⁹によれば、紛争処理のための権限を有するとする仲裁人の判断に対し、裁判所に不服申立てができる。しかるに、同法による仲裁廷の権限問題を含め仲裁判断に対する不服申立てができるにもかかわらず、被告がスウェーデンの裁判所に対し、本件を審理する権限を有するとした仲裁廷の判断に対する不服申立てをした証拠の提出はない。

原審は、仲裁判断がロシアの公序に反するという被告の主張について、被告によって提出された証拠のすべてが原告による請求の実体的事項の判断に関する不服申立てであると判断した。原審はまた、仲裁廷がその判断を下すに際し、紛争当事者の各々から提出された証拠を考慮し、スウェーデン契約法に従って、損害賠償請求の効力および損害賠償額を算定したものと認定したのである。

2-2 Case 1412

仲裁手続違反による公序違反の抗弁が否定された事例（ロシア・サンクトペテルブルグ北西管区連邦仲裁裁判所2010年3月18日判決）

(1) 事実関係

仲裁判断：チューリッヒ商業会議所仲裁協会、代理店契約に基づく債務および仲裁に要した費用の支払命令。

訴訟当事者：シリアの代理店（原告）対ロシアの会社（被告）

第一審：請求認容。

第二審：控訴棄却。

被告の控訴理由：仲裁判断はニューヨー

ク条約第5条および対審主義と当事者平等主義の原則に反しており、それゆえ仲裁判断の承認・執行はロシアの公序に反する。

(2) 判 旨

代理店契約によれば、原告は、発電事業のための設計、製造、引渡し、据付および設備の稼働等に関する入札、申請書の準備・提出および契約履行に関して、被告の関与のもと代理店活動を行うことを引き受けた。

ロシアおよびスイスが締約国であるニューヨーク条約第5条(2)(b)によれば、仲裁判断の承認・執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により¹⁰、承認・執行が求められた国の権限ある機関に対し、その当事者が判断の承認・執行が、その国の公の秩序に反する証拠を提出した場合に限り、拒否することができる。

ロシアの公の秩序とは、国の法と秩序の原理を意味するものと解されている。ロシアの法と秩序の原理とは、基本的な倫理問題を含むのみならず、ロシア市民社会を形づくる主な宗教上の教義や主な経済的・文化的伝統およびロシア法の基礎をなす原則である。

ロシア法の基礎をなす原則が民法の基礎となっていることがロシア法の極めて重要な特徴である。ロシア民法典によれば、民法は、法によって規律された関係にある当事者は平等であり、所有権は侵害してはならず、契約は自由でなければならず、私的な事項について何人も仲裁付託が許されねばならず、人権の享有は制限されてはならず、権利侵害は裁判所によって保護され救済されねばならない、という認識のうえに成り立っている。自

⁹ スウェーデン仲裁法は、第33条～第36条に仲裁判断の無効または取消を規定する。

¹⁰ 仲裁判断が不利益に援用される当事者の請求が要件とされるのは、ニューヨーク条約第5条(1)の規定であり、同条(2)の規定は当事者の請求がなくても仲裁判断の承認・執行を求められた国の権限ある機関が裁定を下すことができるので、引用の誤りがある。

然人および法人は、自らの意思と権利により、かかる権利を取得し享有する。当事者は、契約に基づいて権利義務を明らかにする自由があり、かつ法に反しなければいかなる契約条項をも規定する自由がある。

被告は、原告が代理店契約に定める友誼的紛争解決手続の遵守を怠ったのに、それを外国仲裁廷が考慮しなかったことにより、自らの権利が保護される機会が奪われたという。それが結果として、ロシア法とドイツ法の基礎をなす当事者平等主義と対審主義の原則に対する違反を導いたと主張する。

しかしながら仲裁判断によれば、①原告が契約を遵守しているかどうかを審査し、原告は遺漏なく紛争の友誼的解決に委ねたことを十分に示したと結論づけ、②また契約の規定を遵守した仲裁通知がなされていたと認定したが、③しかるに被告が反証となる書面や証人陳述書を提出しなかった、とされる。

当法廷は、仲裁廷の下した結論が実体的事項に関していかにゆえに、いかなる評価もすることはできない。

友誼的紛争解決手続を遵守するのを怠ったという被告の主張は、仲裁廷によって認定された事実の再評価を意図したものとみられるが、それはその判断がなされた国における仲裁判断に対する不服申立ての訴えの根拠とはなりえても、ロシアにおける仲裁判断の承認・執行に関しては審理の対象とはなりえない。

被告のその余の主たる主張は、仲裁廷が書面による実証の伴わない原告の単なる主張に基づいて判断を下したとし、その結果、仲裁判断の執行はロシアの公序に反するというものである。

公序に基づく留保は、外国法の執行がロシア法の解釈の見地から受容し難い結果を生ずる特別な場合にのみ適用される。

本件における外国仲裁判断の執行とは、ロシアの領域において被告が外国の会社に対して原・被告2社間の代理店契約に基づいて利息とともに債務を弁済することであるから、かかる結果を生じせしめることをもって公序則を斟酌すべき理由とはならない。

仲裁廷が事案の事情を十分に調べていないという被告の主張は、ニューヨーク条約第5条に定める事由の根拠とはなりえない。当事者が様々な形の防御方法を用いること、その主張や異議を裏付ける証拠を仲裁廷に提出すること、および当該外国仲裁廷が当事者から提出された証拠を評価して争点となる事実に関して判断することは、それ自体ではロシアの公序に反するものではない。さらに被告は、自らの権利の防御が妨げられたことを示すいかなる証拠の提出もできなかったことを付言する。

2-3 Case 1414

代理店契約の有効性を肯定し、公序違反を否定した事例（ロシア・サンクトペテルブルグ北西管区連邦仲裁裁判所2009年12月28日判決）

(1) 事実関係

仲裁判断：ストックホルム国際商業会議所国際仲裁裁判所、代理店契約違反による損害賠償命令。

訴訟当事者：アメリカの会社（原告）対ロシアの会社（被告）

第一審：請求認容。

第二審：控訴棄却。

被告の控訴理由：5件の申立てのうち4件について、①仲裁廷が審理の過程で証人申請を退けたのは、意見陳述の権利侵害に当たること、②原告が代理店契約の外国語部分に関して公証人による認証を受けた翻訳の添付

を怠ったこと、および③申立人の代理人が権限を示すに必要な証明書を携行していなかったこと、など手続上の瑕疵がある。

(2) 判 旨

ロシアの手続法によれば、裁判所は外国仲裁判断の実体的事項を再審理する権限を有さない。ストックホルムの仲裁廷は、本件の代理店契約の有効性の問題について、代理店契約の規定に従って、スウェーデンの実体法および手続法ならびにロシアおよびアメリカの実体法に基づいて判断を下したのである。それゆえ原審が仲裁廷によって証明された事実を再審理しなかったこともロシア法の規定を適用して再評価しなかったことも正当である。

仲裁契約の承認・執行がロシアの手続法によって確立された司法判断の拘束性の原則に違反するという被告の主張は不当である。なぜなら「拘束力ある判決」についての誤った解釈に基づいているからである。この概念は、国の諸機関は、ある裁判所が到達した判決を覆したり、新たな判決に変更したりすることはできないというものであって、判決は、全ロシアの領土においてあまねく強制力を有するのである。

本件において原審は、外国仲裁廷によってなされた判断から生じた結果を変更する判決を下したわけではない。争いのあった代理店契約を無効としたのは事情の異なる事案であって、かかる事案に関するロシアの裁判所の判断を引用することは誤りである。

公序違反について判ずるに、ロシア民法典1193条によれば、公序とは法と秩序の基礎を意味すると解されている。そしてロシアの法と秩序の基礎には、必要最低限の道德問題のみならず、ロシアの市民社会を形づくる主な宗教教義や主な経済的・文化的伝統および

ロシア法の基礎をなす原則も含まれる。

被告は、仲裁判断がロシア民法典の特定の規定に反すると主張する。被告は、仲裁廷がその結論において代理店契約の条件および当事者によって提出された証拠に矛盾する判断を下したことは誤りであり、結果的に被告の費用負担により原告が不当に利得するという点に問題があるという。ところでミシガン州法に基づいて課せられた年率7%の利息の性質は懲罰的ではあるが、それは元本返済を遅延したからであって、この犯した罪に相応しいものである。よって、所論は失当である。

「ロシアの公序」の概念は、国の法令の規定と同一のものではない。ロシア法は、他国の法の執行を認めているのであるから、ロシア法と外国法との間に重大な相違があるからといって、それ自体では公序に基づく執行の留保をする根拠とはならない。執行を留保することは、ロシアにおける外国法の執行をすべて拒否することに等しいからである。公序に基づく執行の留保は、外国法の執行がロシア法解釈上の見地から受容し難い結果を生ぜしめる特別な場合にのみ適用される。

本件においては、仲裁判断のロシアにおける執行がロシア法解釈上の見地から受容し難い結果を生ぜしめるであろうことを斟酌すべき理由はない。本件において仲裁判断の執行を停止することは、ロシアにおける外国法適用の可能性を拒否することを意味するのであって、それはロシア法の原則に反するのである。

仲裁廷がニューヨーク条約第5条に規定された基準に基づいて、本件の状況を十分に審査していないという被告の主張は理由がない。被告の主張は、仲裁廷によって認定された本件の事実関係および判断の実体的事項に関する再評価を求めるものであるから、当該

仲裁判断のロシア裁判所による承認・執行に関して審理すべき理由とはならない。

原告の手続法上の違反に関する被告のその余の主張、すなわち代理権限を欠く原告の代理人が申立てをなし、裁判手続に参加したという点については、原審が適正に判断したところであり、この問題に関する原審の判断を変更すべき理由はない。

(小括)

2-1、2-2および2-3の各事例とも裁判所は仲裁判断の実体的事項の審理に踏み込まないという姿勢を堅持している。すなわち事例2-1は、公序違反の証拠の審理、事例2-2は、仲裁廷の認定した事実の再評価、および事例2-3では、代理店契約の有効性の判断について、実体的事項に関するものとされた。

そしてまた3事例とも公序則の適用について慎重である。すなわち事例2-1では、公序違反の審理そのものが排斥され、事例2-2では、仲裁判断の執行がロシア法上受容し難い特別な場合には当たらないとされ、事例2-3では、年率7%の利息は懲罰的ではあっても契約違反に見合うものとされ、いずれも公序違反でないとされた。

3 下級審の承認・執行拒絶判決を上級審が覆して承認した事例3件

3-1 Case 1408

夫婦共有財産を債務弁済財源に充てること公序違反に当たるとした下級審が覆された事例（ロシア連邦最高仲裁裁判所2011年12月12日判決）

(1) 事実関係

仲裁判断：ロンドン仲裁裁判所、契約上の

債務および仲裁費用の額に利息を付した額の支払命令。

訴訟当事者：キプロスの会社（原告）対ロシア人（被告）（なお仲裁判断は被告の関係するキプロスの別会社Aにも下されている。）

第一審：請求棄却。

第二審：原審破棄、請求認容。

最高仲裁裁判所：上告棄却。

被告の上告理由：国際法上一般に認められた原則および準則に反する。

(2) 判 旨

原告とAとは、オプション付株式売買契約を締結し、被告は、Aの債務について原告に個人保証を提供した。Aが契約違反をしたので、原告は仲裁判断を取得し、被告に対し保証債務の支払を求め本件訴えを提起した。

仲裁判断の執行によって、ロンドンの仲裁手続に参加していない被告の妻の財産に対し金銭的制裁が及ぶのは、財産権への侵害に当たり公序に反するとした原審の判断は、誤りである。

ニューヨーク条約第5条(2)(b)に規定する意味における公序違反には当たらないから、公序違反を斟酌すべきではないとした原審の判断に誤りはない。ロシアの家族法の規定に基づき、債権者の請求を満足させるために配偶者と共有する財産の持分を充当することができるとした原審の判断は正当である。

3-2 Case 1410

仲裁契約および保証契約の有効性を否定した下級審が覆された事例（ロシア連邦最高仲裁裁判所2011年12月12日判決）

(1) 事実関係

仲裁判断：ウィーン国際仲裁センター、債務者とその保証人に対する債務支払命令。

訴訟当事者：オーストリアの会社（原告）

対ロシアの会社 2 社（被告）

第一審：請求棄却。

第二審：原審維持。

最高仲裁裁判所：原審破棄、請求認容。

原告の上告理由：[CLOUTに記載なし]

(2) 判 旨

原告および被告Y₁とは、独占的販売契約を締結し、この契約に基づき定期的に荷渡契約を締結した。被告Y₂は、被告Y₁が荷渡契約に基づいて負担する債務の一切について保証した。

原審は、荷渡契約の仲裁条項の文言が曖昧で仲裁合意は成立していないとして、仲裁判断はロシアの公序に反するとしたが、それはニューヨーク条約第 5 条(1)(c)に反し、誤りである。原審はまた、被告Y₂との保証契約も無効であるともいう。

原告と被告Y₁との荷渡契約は、ニューヨーク条約第 2 条(1)・(2)の要件を満たし、かつオーストリア連邦経済会議所オーストリア国際仲裁センターの「仲裁及び調停規則(ウィーン・ルール)」に基づき仲裁限りで紛争を解決すると定める。また同センターは、国際商事紛争の審理権限を有するオーストリアにおける唯一の仲裁機関であることが原審宛の書簡によって裏付けられている。同様の事情が保証契約にも当てはまる。

原告は、契約の仲裁条項に基づいて行為し、自らの債権を満足させるためにオーストリアで仲裁に付託し、当事者は仲裁人を選任した。

被告はその後、ウィーン国際仲裁センターは本件紛争を審理する権限を有さないとして不服申立てをしたので、仲裁廷はこれを検討した。同センターは、当事者間の長期の商取引関係を規律する契約の仲裁条項は相互に関連性があるとし、また紛争は同センターで審理さるべきという当事者の意思が証明されて

いることは明らかとした。

自らの権限に関する同センターの判断について、紛争当事者は判断がなされた国の裁判所に対する不服申立てをしていない。このように仲裁手続に従って紛争を解決しようとした当事者の当初の意図は、事件記録によって確認することができる。

それゆえ同センターの権限および保証契約の有効性の問題を検討することは、ウィーン国際仲裁センターによってなされた債権回収に関する仲裁判断の実体的事項を再審理することになり、それはニューヨーク条約のもとでは許されないのである。

3-3 Case 1413

仲裁契約変更の有効性の否定および公序違反を認定した下級審が覆された事例（ロシア最高仲裁裁判所2010年2月2日判決）

(1) 事実関係

仲裁判断：ドイツ仲裁裁判所、独占的販売契約違反による違約金支払命令。

訴訟当事者：ドイツの会社（原告）対ロシアの会社（被告）

第一審：請求棄却。

第二審：原審維持。

最高仲裁裁判所：原審破棄、請求認容。

原告の上告理由：[CLOUTに記載なし]

(2) 判 旨

原審は、当事者が仲裁条項を変更してドイツ仲裁裁判所に付託したとする契約が存在せず、また被告が仲裁手続に参加し、かつベルリンにおいてドイツ仲裁裁判所による紛争の審理に異議を申し立てなかったことは、適切に作成された仲裁契約を締結したことを証明することにはならないという。

独占的販売契約が 2 社間で締結されたことは、原審の認定するところであり、事件記

録によっても確認できる。この契約によれば、当事者は契約に関して生ずる可能性のある紛争のすべてをストックホルムの仲裁に付託することに合意している。

原告は、紛争解決は仲裁によることを望み、当事者間のすべての紛争をドイツ仲裁裁判所の仲裁規則に従った仲裁を行うべく契約の仲裁条項を変更すべきであることを提案した書簡を被告宛に送っている。これに応じて、被告は、提案された仲裁条項の変更に同意する旨の意思表示を行い、紛争解決のために仲裁人を指名している。

さらに仲裁判断の文言によれば、被告の代理人が仲裁手続に参加し、原告の訴状に記載された請求原因に対する答弁書を提出して、本案に関する異議を唱えていることは明白である。また被告もしくはその代理人は、ドイツ仲裁裁判所がこの紛争を審理する法的権限を欠くとの主張を全くしていない。

しかるに管轄を変更することおよび紛争をドイツ仲裁裁判所に付託することについて、上述の当事者が書面による合意という行為によって承認したという事実について、原原審および原審ともに考慮していない。そのうえ原審は、利息の付加および法的費用の負担に関して、ロシア法のもとで要件を欠くとする類似事案があることを根拠に、仲裁判断がロシアの公序に反するとする誤った結論を下した。

ドイツ仲裁裁判所は、独占的販売契約の存在の有無およびその変更がロシア法およびドイツ法に準拠しているかについて審理した。そしてドイツ仲裁裁判所は、当事者の権利義務を確定し、契約条件違反の場合における違約金支払の要件を含め、義務違反により生ずるすべての帰結をも斟酌している。

ロシア民法典によれば、民法の基本原則の

一つは、法に服する関係者が平等であること、および侵害された権利の回復を保証することを認めることとする。権利侵害回復の方法の一つは、裁判所の認定する額の支払によって遅延に対する補償の機会が得られることである。仲裁判断による賠償額は過度なものとはいえない。

違約金は、ロシア法制度の特色である。賦課金または罰金としての利息の付加が公序に反するということはできない。

(小括)

事例 3-1 は、債務弁済に共有財産を充当することはロシア家族法に反しないとして公序違反を否定した。もっとも**事例 2-3** によれば、法令違反があることだけでは公序違反に当たらないとしており、ましてロシア家族法の規定に反しないのであるから、公序違反という被告の主張は無理筋ともいえよう。**事例 3-2** は、仲裁契約の有効性を認めた仲裁判断の再評価は、実体的事項を審理することになるとして排斥した。**事例 3-3** は、書簡による仲裁合意の変更を有効と認め、また違約金はロシア法上の原則に反しないとして公序違反を否定した。上記のように上級審は、契約の有効性の認定について柔軟であり、公序違反の認定は抑制的である。

IV おわりに

ニューヨーク条約第 5 条に規定する拒絶事由別に事例を分類すると、複数の拒絶事由が争点となっている事例もあり件数は重複するが、多い順に次のようになる。同条(2)(b)に規定する公序違反に関する事例 5 件（1-1、2-2、2-3、3-1、3-3）、同条(1)(c)に規定する仲裁付託事項に関する事例 3 件

(1-2、2-1、3-2)、同条(1)(a)に規定する仲裁契約の有効性に関する事例2件(2-3、3-3)、同条(1)(e)に規定する仲裁判断の当事者の拘束性に関する事例2件(1-1、1-2)、同条(1)(b)に規定する仲裁手続通知の欠缺に関する事例1件(1-3)である。このように公序違反が争点となった事例が最も多いが、違反の認定されたのは事例1-1しかない。

拒絶事例は3件(1-1、1-2、1-3)であるが、事例1-1は、既判に抵触するとして公序違反とされたもので、事例1-3は、仲裁通知欠缺を事由とするものであり、格別問題はない。ただ事例1-2だけが微妙である。

今回取り上げた事例は、仲裁判断の実体的事項への介入を厳しく自制しているところ、事例1-2のみ船舶建造契約違反により生じた損害賠償額の基礎となる諸費用の認定方法にまで言及しており、実体的事項の判断にまで踏み込んでいるように見える。これが果たして仲裁付託事項の解釈の範囲内といえるのかについては疑問が残る。

とはいえ総じてロシアの裁判所は、実体的事項への介入を避け、公序則の適用も抑制的であって、総じて外国仲裁判断の承認・執行に関する裁判は有効に機能していると評価できよう。